一般自動車道「芦ノ湖スカイライン」供用約款

（約款の効力）

第1条　当社の経営する一般自動車道、駐車場およびそれらの付帯施設（以下、「一般自動車道」という。）の供用に関する契約は法令の規定、または特約のあるほかこの約款により行うものとする。

（一般自動車道の区間）

第2条　この約款を適用する一般自動車道の区間は下記のとおりとする。

起点　神奈川県足柄下郡箱根町箱根字畑引山　３８１番地（通称　箱根峠）

終点　神奈川県足柄下郡箱根町仙石原字長尾１２４２番地（通称　湖　尻）

（所在不明の相手方に対する通知）

第3条　当社の一般自動車道事業に関し、通知または催告しようとする場合、相手方の所在を知ることができないとき、またはそれを知ることが著しく困難であるときは、通知すべき事項を関係料金徴収所の公衆の見やすい場所に掲示して通知に代える。

2　前期の掲示をした場合において、掲示を始めた日から2週間を経過したときは、その通知または催告は、相手方に到達したものとみなす。

（使用料金）

第4条　当社の経営する一般自動車道の使用料金は共用した日において、別途監督官庁の認可を受けている使用料金とする。

（使用料金の収受）

第5条　一般自動車道の使用者は、進入の際最初の料金徴収所で使用料金を支払い、使用券を受取り、また回数券の利用者は片券控えの切離しを受け、片券の使用済認印をもって使用券に代える。

（使用券）

第6条　使用券は次のとおりとする。

（１）　普通券

（２）　回数券

2　普通券の有効は発効日限りとし、あらかじめ発行しない。

3　回数券の有効期間は6ヶ月とし、割引率は一割以内とする。

4　回数券は表紙と片券を切離して使用できない。切離された片券は無効とする。

（使用券の掲示）

第7条　一般自動車道の使用者は、最初の料金徴収所を通過してから、それの使用を終わるまでの間使用券を所持し、当社職員の請求のあったときは提示しなければならない。

（使用券の不正使用）

第8条　一般自動車道の使用者が使用券を不正に使用した場合および前条に定める提示を拒絶した場合は、所定料金のほか、その倍額に相当する割増料金を併せて徴収する。

（使用料金の払戻）

第9条　災害その他の事故により、一般自動車道を使用に供せられなくなったときは、既に支払った使用料金に相当する金額を払い戻す。ただし、使用に供せられなくなった原因について責任のある使用者に対してはこの限りではない。

2　回数券の有効期間中の未使用の使用券について払い戻しの請求があった場合、1 冊につき未使用券面額の総額の 1 割を手数料として徴収する。

3　第 10 条第 2 項に定めるところにより、一般自動車道を退去させた使用者に対しては、使用料金の払い戻しをしない。

（供用の拒絶）

第10条　当社は法令および監督官庁から認可された保安上の供用制限に定める場合ほか、当社が定める営業時間以外の時間において供用を求められた場合および終業時間内に使用を終了することが著しく困難と認められる場合には、供用を拒絶する。ただし、一般自動車道の使用者にやむをえない事由があると認められる場合は、この限りではない。

2　一般自動車道の使用者が一般自動車道内において、法令に反する行為をした場合は、供用を拒絶する。

3　国または地方公共団体もしくはこれに準ずる団体の主催する特別な各種催物の場として使用するため、一時閉鎖する場合は供用を拒絶する。

4　当社は使用者が第 12 条もしくは第 16 条の規定に違反した場合、または自動車道の使用が前 3 項のいずれかに該当することとなった場合は、使用者を一般自動車道から退去させることができる。

（営業時間）

第11条　当社は一般自動車道の営業時間を定め関係料金徴収所に掲示する。これを変更したときも同様とする。

2　一般自動車道の使用者は、第 10 条第 1 項但し書きの場合を除き、終業時間までにその使用を終わらせなければならない。

第12条　一般自動車道の使用者は、当社の職員が一般自動車道の安全の維持及び交通整理等のためにする職務上の指示に従わなければならない。

（責任の始期および終期）

第13条　一般自動車道の使用者に対する当社の責任は、使用者が一般自動車道に進入したときに始まり、退去したときに終わる。

（免責）

第14条　当社は一般自動車道における盗難等第三者による危害、自動車相互の接触、衝突その他の事故および天災異変等不可抗力により生じた損害については、賠償の責を負わない。ただし、当社の責により生じた損害についてはこの限りではない。

第15条　一般自動車道を破損し当社に損害を与えた者は、遅滞なくこれを現状に回復し、これによる実損害を賠償しなければならない。

（物品販売等の禁止）

第16条　一般自動車道の使用者は、法令に定める許可および当社の許可なくして、一般自動車道において物品の販売その他の営利行為および演説、広告その他のこれに類する行為をしてはならない。

一般自動車道「芦ノ湖スカイライン」供用制限

当社一般自動車道（芦ノ湖スカイライン）を通行する自動車についての保安上の供用制限は次による。

一　「自動車（人が乗車し又は貨物が積載される場合にあってはその状態）の長さ・幅・高さ及び重量等」

長さ	十二メートル以下
幅	二・五メートル以下
高さ	三・八メートル以下
総重量	二十トン以下
軸重	十トン以下
輪荷重	五トン以下
最小回転半径	最外側のわだちについて十二メートル以下

二　「速度」
四十キロメートル

三　「キャタピラーを有する自動車等の通行禁止」
キャタピラーを有する自動車、その他自動車道を損壊するおそれのある構造装置を有する自動車は通行を禁止する。

四　「自動車道上の駐車等の禁止」
自動車道の使用者は事故・故障・その他やむを得ない事由のある場合のほか自動車道の途中において折り返しをし又は駐車場及び当社所定の駐車区間以外の場所において駐車してはならない。
但し、当社所定の駐車場においての折り返し運転は認める。

五　「路肩通行の制限」
通行する自動車はその車両が路肩にはみ出してはならない。

六　「通行方法の制限」
当社が一般自動車道の構造を保全し、通行の危険を防止し又は通行効率の低下を防止するため必要と認められる徐行・その他の通行方法を定めた時は、その通行方法によらなければならない。

七　「緊急自動車等の特例」
道路交通法第三十九条第一項に規定する緊急自動車及び災害救助・水防活動・その他特別の用務のために通行する自動車で、当社が認めるものについては前号までの制限を適用しない。